

保険医療機関における書面揭示事項

明細書発行体制加算について

当院では療養担当規則に則り、明細書については無償で交付いたします。

- 明細書発行体制加算：1点

※明細書の項目にある「明細書発行体制等加算」は医療機関の明細書発行体制を評価するもので、明細書の費用ではありません。

一般名処方加算について

当院では後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

- 一般名処方加算

全ての医薬品（2品目以上の場合に限り）が一般名処方されている場合：10点
1品目でも一般名処方されていたものが含まれている場合：8点

医療情報取得加算/医療DX推進体制整備加算について

当院ではマイナンバーを用いたオンライン資格確認による電子資格確認を行う体制を有しています。オンライン資格確認により必要な診療情報・薬剤情報等を取得し、医師が診察室等で確認し、その情報を活用して診療を行っています。これにより質の高い診療の提供に努めていきます。

- 医療情報取得加算

初診の方（1か月に1回算定）

- ・保険証利用での受診：3点
- ・マイナ保険証利用 or 診療情報提供書持参での受診：1点

再診の方（3か月に1回算定）

- ・保険証利用での受診：2点
- ・マイナ保険証利用 or 診療情報提供書持参での受診：1点

- 医療DX推進体制整備加算：8点（初診時に月1回に限り算定）

※国が定めた診療報酬改定要件に従い、2024年6月1日より算定いたします。今後は政府の指針に合わせて変更し得ることをご理解下さい。